

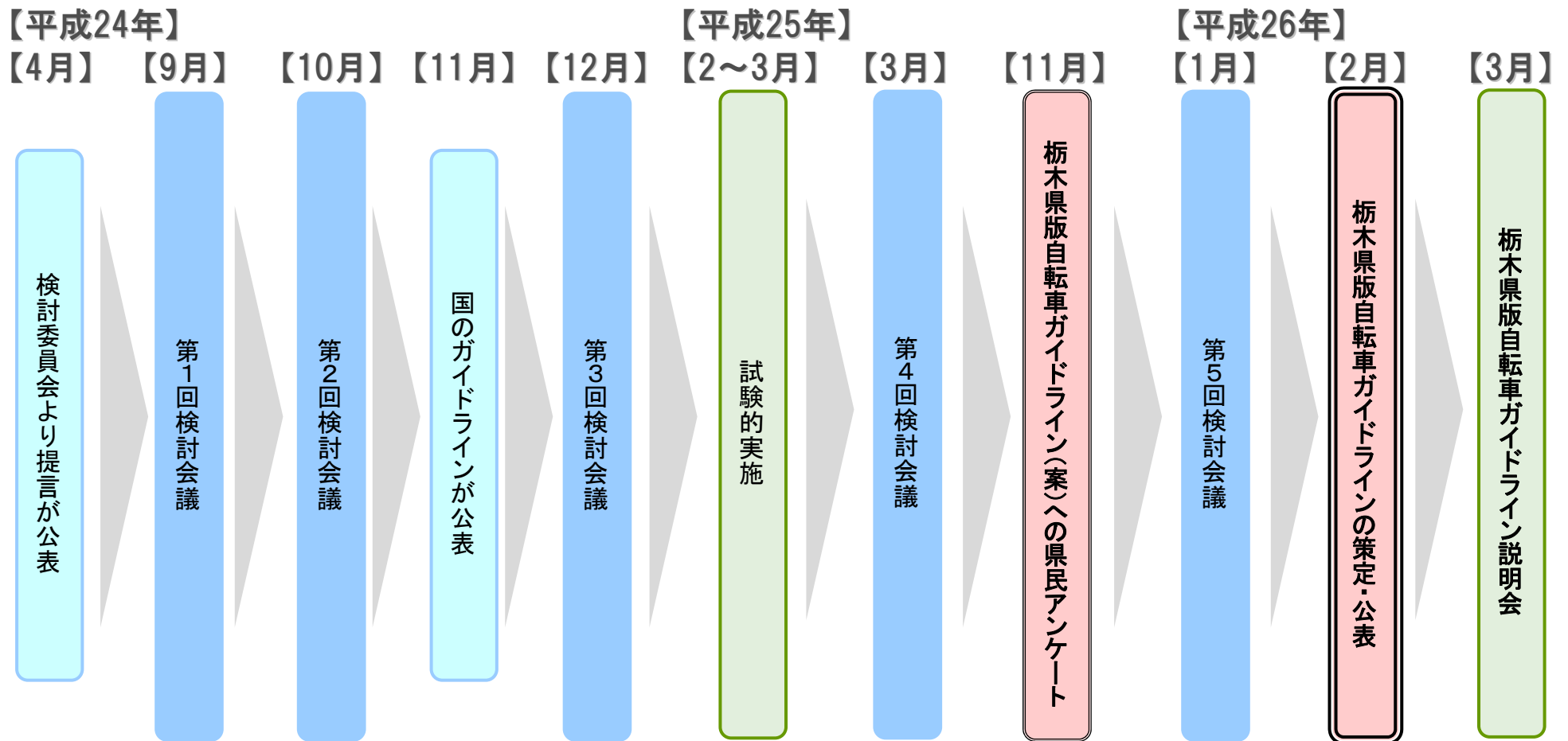
栃木県版自転車利用環境創出ガイドラインの概要

国土交通省 宇都宮国道事務所

平成26年3月19日

1. 栃木県版自転車利用環境創出ガイドライン策定までの経緯

■国のガイドラインを受け、「栃木県自転車通行環境検討会議(以下『検討会議』)」での意見、試験的実施の検証結果、県民へのアンケートなどを踏まえ、平成26年2月に栃木県版自転車ガイドラインを策定・公表し、県内各自治体へ説明会を開催。



2. 栃木県自転車通行環境検討会議の概要

■ 栃木県内の学識経験者や道路利用者など、さまざまな分野の方々からご意見をいただくため、平成24年9月に『栃木県自転車利用環境検討会議』を設置

■ 検討会議メンバー構成

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|-----|-------------------------------------|--------|------------------|
| 座 長 | 宇都宮大学大学院 | 教授 | 森本 章倫 |
| 委 員 | 栃木県地区交通安全協会女性部連合会 | 会長 | 五十嵐 清江 |
| 委 員 | 宇都宮大学農学部 | 学生 | 大木 このみ |
| 委 員 | 栃木県教育委員会 | 委員 | 岡田 豊子 |
| 委 員 | NPO法人栃木スポーツコミッション (宇都宮ブリッツェンコーチ) | 理事 | 柿沼 章 |
| 委 員 | 宇都宮共和大学シティライフ学部 | 教授 | 古池 弘隆 |
| 委 員 | NPO法人自転車活用推進研究会 | 理事長 | 小林 成基 |
| 委 員 | 宇都宮大学基盤教育 | 非常勤講師 | ピーター・F・スミス |
| 委 員 | 栃木県警察本部 | 交通規制課長 | 石川 二三男 |
| 委 員 | 栃木県県土整備部 | 交通政策課長 | 福田 晴康 |
| 委 員 | 栃木県県土整備部 | 道路保全課長 | 横嶋 利光 |
| 委 員 | 宇都宮市総合政策部 | 交通政策課長 | 芳賀 教人 |
| 委 員 | 宇都宮市建設部 | 道路維持課長 | 星野 克美 |
| 委 員 | 小山市建設水道部 | 土木課長 | 野寺 盛之 (青山 隆男) |
| 委 員 | 足利市都市建設部 | 交通政策課長 | 津布久 公夫 |
| 委 員 | 国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所 | 事務所長 | 小路 泰広 (戸倉 健司) |

() 内は、異動に伴う後任。

■ 目的

栃木県内における自転車利用の現状や課題を踏まえ、安全で快適な自転車利用環境の推進に向けて、自転車通行空間の確保やなどについて、ご意見をお伺いする。

■ 検討会議の開催状況



◆ 検討会議の状況



◆ 合同現地調査の状況

3. 国のガイドラインの概要

■目的・作成主体

- 作成経緯
 - 平成24年11月、検討委員会の提言を踏まえ、ガイドラインを策定。
- ガイドラインの目的
 - 各地域において、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進めること。
- 作成主体
 - 国土交通省及び警察庁が国土技術政策総合研究所の調査・研究の成果等も踏まえ、共同で策定。
 - 道路局、交通局、それぞれから道路管理者（直轄、自治体）、都道府県警察に発出。

■適用の留意点

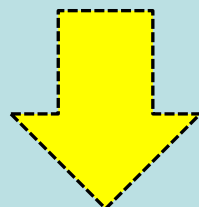
- 自転車通行空間の整備と併せ、通行ルールを徹底するなど、ハード、ソフトの両面から幅広い取組が行われるよう、多様な関係者と連携して実施すべき事項について記載。
- 地域の実情を十分踏まえ、関係機関等と適切に役割を分担した上で、各種取組を検討、実施されることが望ましい。
- 自転車ネットワーク計画を構成する路線を対象として、実務的な検討事項等を取りまとめているが、それ以外の路線においても参考とすることが望ましい。
- ガイドラインは標準的な考え方等を示したものであり、具体的取組の検討にあたっては、地域の課題やニーズ、交通状況等を十分に踏まえる必要がある。
- ガイドラインは今後得られる技術的な知見や法制度の改正等を踏まえ、順次改訂していく予定。

4. 栃木県版自転車利用環境創出ガイドラインの概要

- 「栃木県自転車利用環境検討会議」の意見や昨年11月に実施した県民アンケートによる意見などを踏まえ、「栃木県版自転車利用環境創出ガイドライン」を策定。

◇栃木県版自転車利用環境創出ガイドラインの作成経緯

安全で快適な自転車利用環境創出
ガイドライン（国のガイドライン）
（H24.11.29）



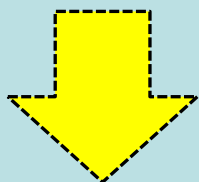
意見取りまとめ

【栃木県自転車利用環境検討会議】

学識経験者、道路利用者、行政関係者など幅広い関係者が一体となり、栃木県における自転車量の現状や課題を整理し、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進していくことが目的

栃木県版自転車ガイドライン(案)作成

□栃木県内の自転車利用環境の創出に向けた各種取り組みの推進を目的



意見

栃木県版自転車ガイドライン(案)に関するアンケート(県民アンケート)

□栃木県版自転車ガイドライン(案)の妥当性を確認

栃木県内に居住・通勤している方

栃木県内の自治体・県土整備事務所

関係団体(バス協会、商工会など)

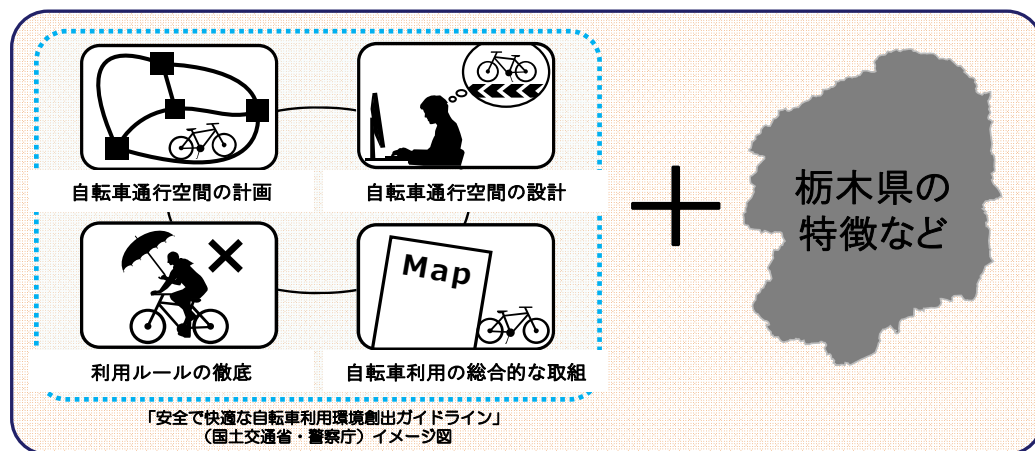
栃木県版自転車利用環境創出ガイドライン

(H26.2.25)

4. 栃木県版自転車利用環境創出ガイドラインの概要

- 国のガイドラインに栃木県の特徴などを考慮した「栃木県版自転車利用環境創出ガイドライン（栃木県版自転車ガイドライン）」を平成26年2月に策定、公表。
- 県全体を対象とした自転車利用環境整備の方向性を示すとともに、今後、自治体による計画策定や整備にあたっての指針となるもの

栃木県版自転車ガイドラインのイメージ



- 県内各自治体への説明会開催（H26.3）



＜栃木県の特徴＞

- 県内各地に日本を代表する観光施設が点在。各施設では駐輪場確保が課題。
- 全国有数の「ものづくり県」であり、工業団地等が県内各地に点在。
- プロの自転車チームを抱え、多様な利用形態（利用主体・走行距離等）の自転車利用者が存在。
- 新4号国道の整備等、高速道路や環状道路の整備が充実。大型車が都市部を迂回しやすい。
- 各市町の旧市街地では、幅員の狭い道路が多く存在。自転車通行環境の整備が課題。

5. 試験的実施の概要

- (1)実施目的: 自転車の走行位置を明示することにより、安全性・快適性がどの程度向上するのかを検証する
- (2)検証項目: 利用状況、走行性、快適性、安全性など
- (3)実施期間: 平成25年2月12日～3月12日
- (4)実施場所: 宇都宮市

◆実施位置図



5. 試験的実施の概要

(5)実施内容

■ 単路部、交差点部において自転車の走行位置を明示

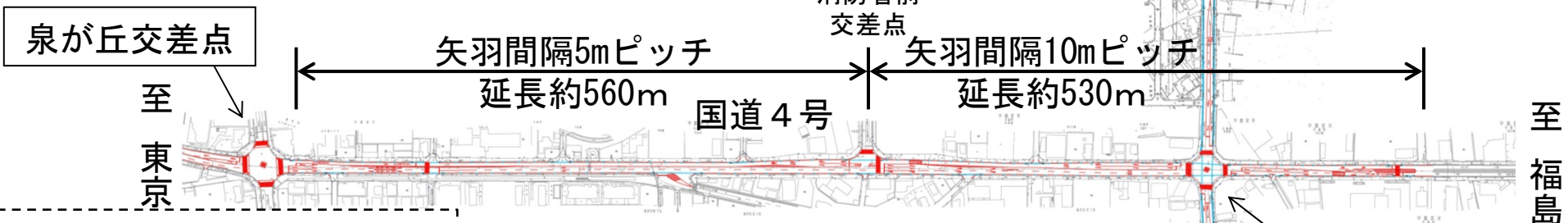
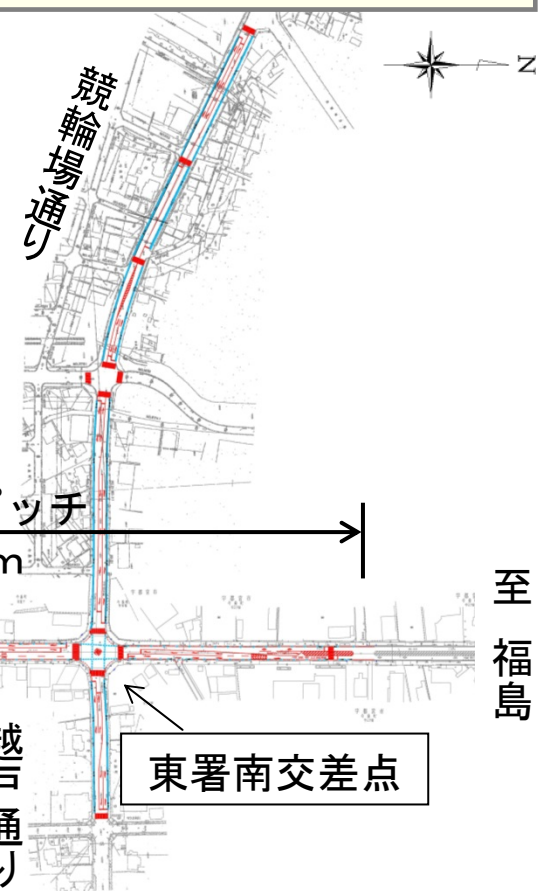
⇒国道4号は、自転車専用通行帯の幅員が確保できないため、当面の整備形態として「車道混在」タイプの矢羽根を設置

国道4号の諸元

- ・幅員 : 15.25~18.5m
- ・交通量 : 22,003台/日
- ・車線数 : 3車線
- ・規制速度 : 50km/h

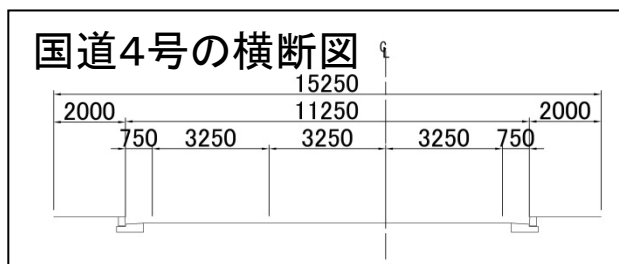


※交通量、規制速度:H22道路交通センサス



競輪場通りの諸元

- ・幅員 : 15.0m
- ・交通量 : 22,172台/日
- ・車線数 : 3車線
- ・規制速度 : 40km/h

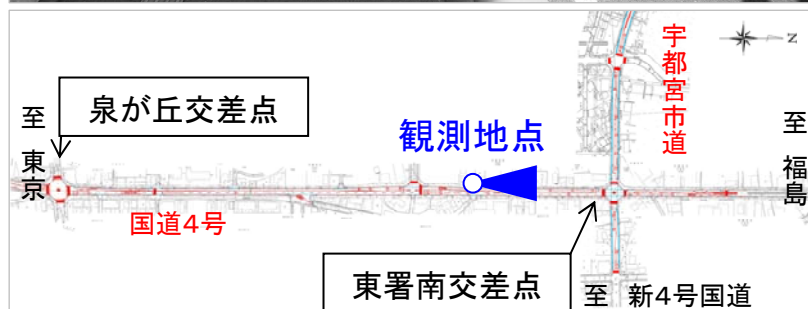
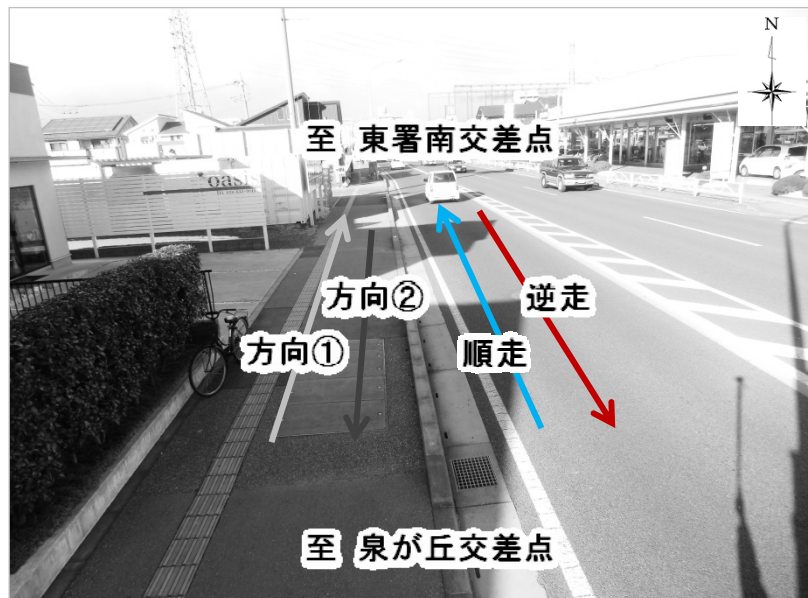


5. 試験的実施の概要

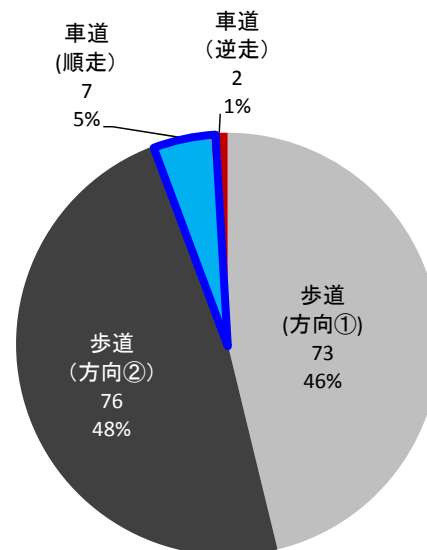
(6) ビデオ調査による効果検証

① 方向別走行位置別交通量(単路部、国道4号)

■ 国道4号に自転車の走行位置を明示する矢羽根を設置した結果、車道を順走する自転車が、事前調査と比べて約2.6倍に増加。自転車の車道走行が促進。



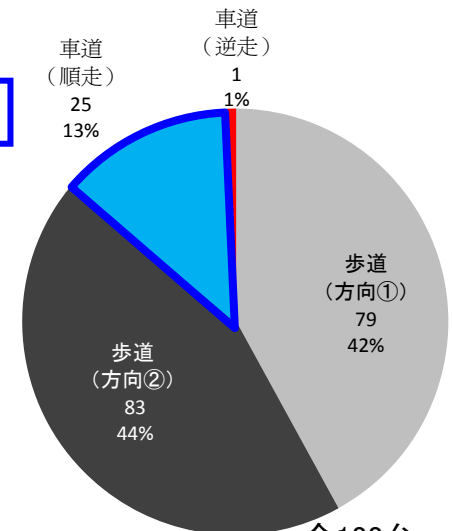
◆ 事前調査



全158台

単位: 台/4時間

◆ 半年後



全188台

単位: 台/4時間

約2.6倍

分析対象: 【事前】2013. 1. 29 (火)、
 【半年後】2013. 9. 27 (金)
 朝夕ピーク時 (7~9時、15~17時)

5. 試験的実施の概要

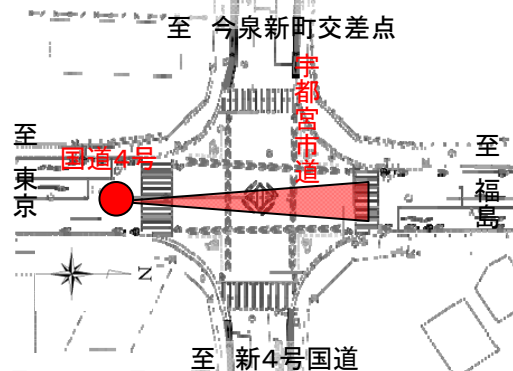
(6) ビデオ調査による効果検証

② 自転車の走行軌跡(東署南交差点)

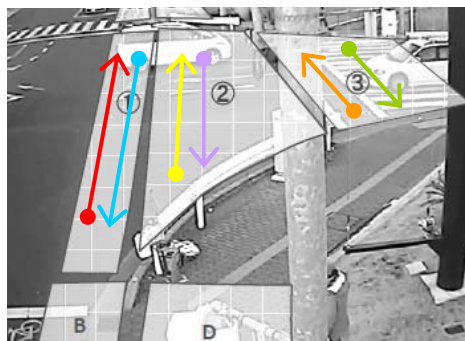
1) 国道4号における自転車の走行軌跡

■ 交差点の自転車横断帯を撤去し、交差点内に走行位置を明示する矢羽根を設置した結果、国道4号から交差点に進入し、車道を走行した自転車*が事前調査に比べて約3.3倍に増加しており、交差点での車道走行が促進。

【観測位置・観測方向】



【凡例】



※走行位置・走行方向別に色分けして表示(赤、黄、橙色は逆走)

◆ 事前調査



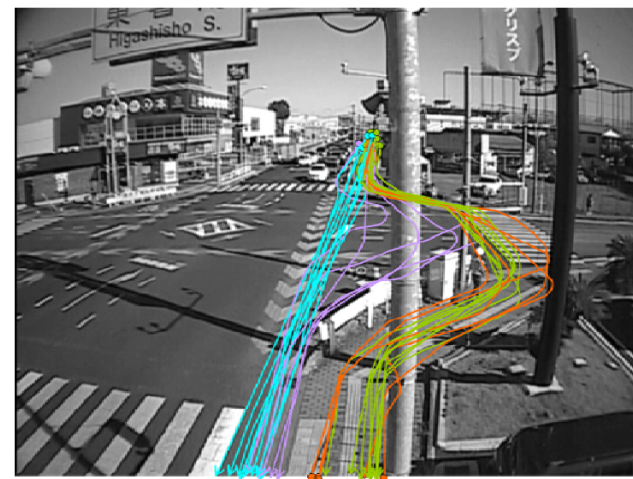
直進した自転車

: 25台/2時間

うち、車道を走行した自転車

: 4台/2時間(16%)

◆ 半年後



直進した自転車

: 29台/2時間

うち、車道を走行した自転車*

: 15台/2時間(52%)

* 半年後調査は矢羽根に沿って走行した自転車のみ対象

分析対象: 【事前】2013.1.29(火)、【半年後】2013.9.27(金)朝ピーク時(7~9時)

5. 試験的実施の概要

(7) アンケートを踏まえた見直し

■ 自転車通行位置明示のアンケートでいただいた意見を踏まえ、逆走する自転車などに対する注意喚起の看板を見直し。

○ 逆走禁止看板



○ 左折巻込注意

